

**ブチルアミンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）  
についての御意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間      平成21年11月26日～平成21年12月25日
2. 提出方法      インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況      1通
4. 御意見・情報の概要及び添加物専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>ブチルアミン（CAS 109-73-9）は、日本薬局方の試薬・試液では、「<b>n</b>-ブチルアミン」とされていると思います。</p> <p>農薬であります <b>sec</b>-ブチルアミン（CAS 13952-84-6）と容易に区別できるように、別名として「<b>n</b>-ブチルアミン」、あるいは英名の欄に「<b>n</b>-Butylamine」と記載していただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、区別をさらに容易にするために、「<i>n</i>-Butylamine」を追記します。</p>